

郵便などにより不在者投票できる方

■身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次にあてはまる方

Table with 3 columns: 障害の部位, 障害の等級, 身体障害者手帳/戦傷病者手帳. Rows include 両下肢、体幹, 心臓、腎臓、呼吸器, 免疫の障害, etc.

※身体障害者手帳のみ適用

■介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が「要介護5」の方

○郵便による自宅からの投票
4月8日まで、伯耆町選挙管理委員会に郵便投票の請求をすれば、自宅から郵便により不在者投票ができます。

○町外からの投票
投票日に、町外に滞在して投票所に行けない場合は、不在者投票の期間内（期日前投票と同じ）に所在地の選挙管理委員会ですら不在者投票ができます。

○指定病院・老人ホームなどからの投票
不在者投票施設に指定されている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所中であれば、申し出によってその施設で不在者投票ができます。

不在者投票による投票

投票所と投票時間の一覧表

Table with 4 columns: 投票区, 投票所を設ける場所, 対象集落, 投票時間. Lists 15 voting districts and their respective locations and times.

【問い合わせ先】伯耆町選挙管理委員会事務局 ☎68-3111



任期満了に伴い、鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が行われます。今回の選挙は、「鳥取県知事選挙」、「鳥取県議会議員一般選挙（西伯郡選挙区）」の2つの投票を行います。

投票できる人

平成7年4月13日以前に生まれた人で、平成27年1月2日以前から引き続き伯耆町に在住している人が投票できます。

投票日当日の投票

投票できる人（選挙人名簿に登録されている人）には、事前に投票所入場券（ハガキ）を郵送してあります。

期日前投票

投票日に投票できない方は、期日前投票所を設置していますので、ご利用ください。

自分へと、必ずつながるその一票

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が実施されます！

投票日は4月12日(日)